特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	税収納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は、税収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

池田町長

公表日

平成31年4月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 税収納に関する事務 税収納に関する事務とは地方梲法等の法律に従い、納梲者対象者から納められた各種梲金に対して以下 に記載された管理を行う事務を指す。 ※滞納整理事務は含まない。 【調定登録・変更事務】 課税事務にて賦課された当初課税情報および課税更正情報を受領し、調定情報として管理する。 ①課税事務より当初課税情報を受領する。 ②市町村による調査や税務署からの修正申告、更正決議等により課税事務で税額が変更された場合、変 更調定情報を受領する。 【収納消込事務】 入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、完納・未納・過誤納の把握を行う。 ①収入金消込事務 調定情報と入金情報の関連付けを行い、調定の状態把握(完納・未納・過誤納)を実施する。 【口座振替の管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。 ①口座振替依頼事務 口座振替依頼情報を作成し、金融機関へ口座振替を依頼する。 2口座振替結果受領事務 口座振替結果情報を受け取り、状態に応じて口座振替済通知書または口座振替不納通知書兼納付書を 納税義務者へ送付する。 【還付•充当事務】 収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、過誤納分 に対して還付事務または充当事務を行う。 【督促·催告事務】 ②事務の概要 納期限までに完納しない納税義務者に対し、督促状・催告書を発送して納付を促す。 ①督促対象者宛に督促状を作成し、送付する。 ②滞納者宛に催告書を作成し、送付する。 【返戻·公示事務】 送付先不明などの理由で納税通知書(督促状)が返送された場合に対象者調査を実施し、再度通知書を送 <特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、税収納に関する事 務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 Ⅱ. 個人番号の利用 ①本人確認(真正性確認) 本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段とし て個人番号を利用する。 Ⅲ. 特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムへの情報提供および照会は現時点ではなし。 1. 税収納システム 2. 宛名・住登外システム ③システムの名称 3. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 5. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

(1)宛名特定個人情報ファイル

(2)収納特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務 <番号法別表第1> 上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収 又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定める もの <番号法別表第1> 上覧 30: 法令上の根拠 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設 立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令 (※)で定めるもの 2. ※番号利用法別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号第16 条) 以上の法令上の根拠より、税収納に関する事務である地方税収納業務において個人番号を利用する。 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1) 実施する] ①実施の有無 実施する 2) 実施しない 3) 未定 ②法令上の根拠 番号法第19条7号 別表第二 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 住民税務課 ②所属長の役職名 住民税務課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 〒910-2512 福井県今立郡池田町稲荷第35号4番地 請求先 池田町役場 住民税務課 0778-44-8010 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 〒910-2512 福井県今立郡池田町稲荷第35号4番地 連絡先 池田町役場 住民税務課 0778-44-8010

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			31年4月1日 時点				
2. 取扱者数	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)	500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	31年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1)発生あり 2)	発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 □ とい値判断結果

とさい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報係	呆護評価	書の種類						
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(帽	報提供	トットワークシステ	ムを通じた入	手を除く。)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの	多託		[]委託しない				
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情	報提供ネットワーク	ンステムを通じ					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシン	ステムとの)接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク				3/ 誅退が残されている				
への対策は十分か	[十分である]	(選択肢)(当大人)(1)特に力を入れている(2)十分である(3)課題が残されている				
	-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
への対策は十分か	-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である				
への対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・消 特定個人情報の漏えい・滅失・	法]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である				
への対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・消費を受ける。 特定個人情報の漏えい・滅失・ 投資リスクへの対策は十分か	考去 []	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である				
への対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・消費を受ける。 特定個人情報の漏えい・減失・ では、 表記している。 ないでは、 ないでは、	结去 [[O]	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I-5 ①部署 I-7 特定個人情報の開示・	総務政策課	住民税務課	事後	
平成31年4月1日	I-5 ②所属長	総務政策課長	住民税務課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-1、Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成27年9月30日	平成31年4月1日	事前	
	Ⅳ リスク対策	-	(項目内容追加)	事後	